

3 搬出関係

記載事項	輸入許可	許可前引取	輸出許可 (注)	積み戻し許可 (注)	保税運送搬出	貨物の滅却	古包装材料引取	輸入別送品 検査省轄の場合	輸出別送品
貨物の記号・番号	○	○	○	○	○	○		○	○
貨物の品名・数量	○	○	○	○	○	○	△	○	○
許可(承認)書番号	○	○	○	○	○	○			
許可(承認)年月日	○	○	○	○	○	○	△	○	○
積載船(機)名			○	○					○
出港予定年月日			○	○					○
統括監視官印番号								△	△
貨物の搬出年月日			○	○	○	○			
貨物管理番号							△		
当該書類に所要事項を追記し、保管することによって記載に代えられる。	※	※						※	
根拠法令	法34条の2 令29条の2 第1項4号 及び第4項	法34条の2 令29条の2 第1項5号 及び第4項	法34条の2 令29条の2 第1項7号	同左	法34条の2 令29条の2 第1項7号	同左	令29条の2 第1項7号 関基67-4-16	法34条の2 令29条の2 第1項4号、 及び第4項	令29条の2 第1項7号

(注) 貨物の蔵置中に輸出許可及び積み戻し許可の記載項目について、輸出許可内容変更承認書により変更があった場合は、その内容を追記しておくこと。
 (備考) 「2. 蔵置関係」及び「3. 搬出関係」の表中、貨物の記号・番号については、搬入時に記載された貨物の記号・番号と同じものである場合は、記載を省略しても差し支えない。
 (東京税関提供資料)